

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

2023年10月

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- （注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、次のとおり構成されています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

基本となる補償	基本となる特約	補償の概要
ケガの補償	傷害補償(MS&AD型)特約	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。
病気の補償	疾病補償特約	被保険者が病気になり、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術などを受けた場合に保険金をお支払いします。

(2) 被保険者の範囲

- ①ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。また、特約によりご加入できる被保険者の年齢が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- ②基本となる補償の被保険者は、ご本人となります。

2 基本となる補償等

(1) 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

（注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用しての運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注1） ●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など
病気の補償	●保険期間（注2）の開始時より前に発病した病気の治療を目的とした入院・手術（注3） ●麻薬、覚せい剤、シンナー等の使用による病気（医師が治療で使用する場合を除きます） ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注1） ●妊娠、出産による病気（異常妊娠等は除きます） ●「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合は、加入者証等に記載の病気 など

（注1）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

（注2）継続加入の場合は継続されてきた最初の保険期間をいいます。

（注3）保険期間（注2）の開始時より前の発病について正しく告知して加入した場合や、特別な条件付きで加入している場合でも、保険金支払対象外となる場合があります。ただし、保険期間（注2）の開始時からその日を含めて365日を経過してからの入院・手術等は保険金をお支払いできることがあります。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(4) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

・保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入・高額療養費制度等の公的保険制度（注）などを踏まえて設定してください。

（注）公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

(5) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、年齢および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

重要事項のご説明

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

2023 年 10 月

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
(注) ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- (1) 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります（注）。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
(注) 次において、[1] に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項

[1] すべてのご契約

同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注）の有無

(注) タフ・ケガの保険、学生・こども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

[2] 「疾病補償特約」をセットした場合

被保険者の生年月日、年令、健康状態告知

ご注意

- 健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。
- 「健康状態告知についてのご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。
- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（*）から 1 年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険契約の開始時（*）から 1 年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（*）から 1 年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
(*) 継続加入の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。

3 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなお契約

- (1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- (2) 新たなお契約（団体総合生活補償保険）の申込みをする場合のご注意事項
 - ①被保険者の健康状態などにより、新たなお契約をお引受けできない場合があります。
 - ②次の病気等に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

病気の補償

新たなお契約の保険期間の開始時より前に発病していた病気

- ③新たなお契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料（注）を適用し、新たなお契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たなお契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
(注) 保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なる場合があります。

4 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

特約の追加など、加入条件を変更する場合

5 補償の開始・終了時期

- ①補償の開始：始期日の午後 4 時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
- ②補償の終了：満期日の午後 4 時に終わります。

6 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」2 基本となる補償 等（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

7 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

8 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・引受保険会社にご契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

9 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は次のとおり補償されます。

補償内容	ケガの補償		病気の補償	
	保険金支払い	解約返れい金	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80%（注）	80%	90%	90%

（注）破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した保険事故による保険金は100%補償されます。

※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問合わせください。

10 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

＜その他ご注意いただきたいこと＞

■危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事中のケガについては保険金をお支払いできません。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

- (1) 次の場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
 - ・保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (3) 次の場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。（注）
 - ・被保険者が死亡したとき

（注）上記以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

■税法上の取扱い（2024年6月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご加入内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合に、引受保険会社がその損害に対

して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

(1) 引受保険会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額

(2) 上記(1)以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損害の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

■事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

(1) 事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、＜別表「保険金請求書類」＞のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて＜別表「保険金請求書類」＞以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

●保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合

●引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

＜別表「保険金請求書類」＞

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(6)に掲げる書類も必要な場合があります。		
(3)	被保険者であることを確認する書類		
	書類の例	・家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本）	など
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類		
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書 【質権が設定されている場合】・質権者への支払確認書	・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 ・保険金直接支払指図書 ・債務額現在高通知書 など
(5)	ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類		
	①	保険事故の発生を示す書類	
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など）	・死亡診断書または死体検案書 など
	②	保険金支払額の算出に必要な書類	
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書	・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料 など
	③	その他の書類	
	書類の例	・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）	など
(6)	疾病に関する保険金を請求する場合に必要な書類		
	①	保険金支払額の算出に必要な書類	
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書または領収書	・先進医療費用の支出を証する書類 など
	②	その他の書類	
	書類の例	・調査同意書（引受保険会社が疾病の状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）	など

<ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年齢」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）

②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）

③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など）

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。

4. 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

お問い合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ

パンフレット等に記載の取扱代理店までご連絡ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

0120-101-060

（無料）

- 受付時間 平日 9:00～17:00
- 土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。
- ご加入の団体名（会社・官公庁・学校・組合・会等）をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
- 一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が起こった場合

遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

0120-985-024

（無料）

- 受付時間 24 時間 365 日
- おかけ間違いにご注意ください。
- IP電話からは 0276-90-8852（有料）におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

- 受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

(2024年8月承認) A24-101519

健康状態告知についてのご案内

健康状態告知書質問事項回答欄の記入にあたり重要な事項をご説明します。

健康状態告知書質問事項回答欄を記入する前に必ずご覧ください。

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。
以下の説明をすべてご確認・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。
なお、被保険者ご本人とは、加入申込票兼被保険者明細書の被保険者ご本人欄に記入された方をいいます。

※本紙はお客さま自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。

※「加入申込票兼被保険者明細書の写し」と「健康状態告知についてのご案内」(本紙)、
『重要事項のご説明』はお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
団体総合生活補償保険

1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、必ず被保険者ご本人が、**「事実を」**「ありのまま」もれなくお答えください。



親介護一時金または親の介護による休業補償に加入する場合の健康状態告知の回答に当たっては、必ず特約被保険者・介護対象者となる方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、回答内容をそのまゝ記入してください。

●親介護一時金は特約被保険者となる方に、被保険者ご本人が代理して回答する旨を了解いただき、特約被保険者の健康状態を回答してください。

●親の介護による休業補償は被保険者ご本人が、介護対象者の健康状態を確認し、回答してください。
(注)告知時における被保険者ご本人の年齢が満15才未満の場合には、その親権者の方がお答えください。

2 正しく告知しなかった場合の取扱い



告知する事項は別紙「健康状態告知書質問事項」に記載しています。もし、故意または重大な過失により、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受理した保険契約の保険期間の開始時(補償の開始時) (※から1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります)。

保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づき保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を『詐欺による取消し』とすることがあります。

(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

告知義務違反により
ご契約が解除された場合

- 解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
※ただし、「解除前に発生した保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合には、保険金をお支払いすることがあります。

『詐欺による取消し』
となった場合

- 保険期間の開始時期から補償がなくなるため、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
○ 既に払い込んだ保険料は返還できません。

3 書面によるご回答のお願い



質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、**書面にてご回答くださいますようお願いいたします。**

※健康状態告知書質問事項回答欄は加入申込票兼被保険者明細書の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。

4 傷病歴等を告知した場合の取扱い



引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。

ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合があります。

5 告知内容を確認させていただく場合があります。



お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。

6 お客さまによるご契約内容の確認について



ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「加入申込票の写し」で告知内容に誤りがないかの確認をお願いします。

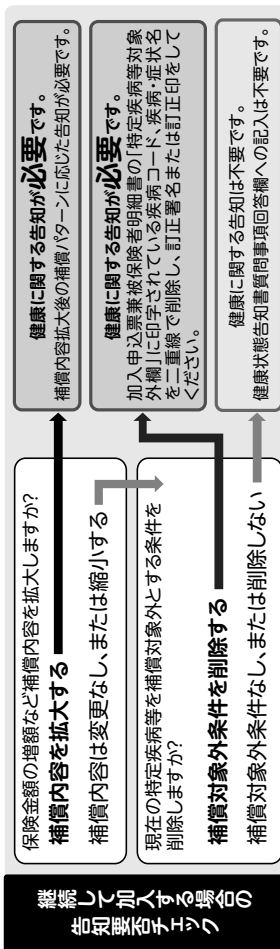
※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

7 健康に関する告知が必要な方

健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

● **今回新たに加入する方** ● **継続して加入する方** ● **継続して加入する際に、補償内容を拡大する契約条件の変更(注)を行う方**

(注)健康に関する告知の対象となる補償項目について、新たな補償を追加する場合、保険金額を増額する場合、保険金支払対象期間を延長する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を削除する場合などが該当します。



新たに加える方、補償内容を拡大する契約条件の変更を行う方の方のいずれにおいても、ご加入の補償パターンに応じた告知をいただきますようお願いいたします。告知をいただく質問は以下のとおりです。

(注)疾病補償、所得補償、医療費用補償をいいます。

パターン	ご加入の補償パターン				告知が必要な質問事項			
	疾病補償(注)	がん補償	本人介護一時金	質問1	質問2	質問3	告知が必要	
1	○	○	○	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○	○	○	○
5	○	○	○	○	○	○	○	○
6	○	○	○	○	○	○	○	○
7	○	○	○	○	○	○	○	○
8	○	○	○	○	○	○	○	○



告知が必要な方
告知しない方
告知しない方

※「親介護一時金」「親介護休業補償」に新たに加入する方、継続して加入する際に、補償内容を拡大する契約条件の変更を行う方は、別途、親介護一時金・親介護休業補償の告知をいただく必要があります。

※継続して加入する方でも今回補償内容を拡大する契約条件の変更を行う場合は、補償内容拡大後の補償パターンに応じた告知が必要です。

8 再告知の取扱い



令和5年9月30日以前始期の契約から加入いただいた方、お客さまは、特定疾病等を補償対象外とする条件で加入されている場合があります。補償対象外となる病状・症状については、「令和5年9月30日以前始期契約」に加入された方で、「特定疾病等対象外欄」にコード等の記載がある方へ、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

継続時には、あらためて現在の健康状態等に応じた告知(再告知)をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定疾病等を補償対象外とする条件の削除・変更を行うことはできません。再告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかの取扱いとなります。

再告知の結果、お引き受けできる場合
特定疾病等を補償対象外とする条件を削除して加入いただくことができず、なお、条件を削除した場合は、保険金のお支払い有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

再告知の結果、お引き受けできない場合
ご加入を継続いただくことができません。

9 その他の注意事項



被保険者ご本人が正しく告知をした場合でも、加入初年度契約の保険期間の開始時より前にケガ、病気または要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、引受保険会社は保険金をお支払いできません(ご加入後365日を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります)。

加入申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始時より前に発病と診断され、保険期間の開始時より後にその病状によって入院したケース

そのほかにも、「重要事項のご説明」には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

健康狀態告知書質問事項、回答欄記入例

疾病補償、がん補償、所得補償、医療費用補償、本人介護一時金、親介護一時金、親介護一時金、親介護一時金、親介護一時金、親介護一時金、親介護一時金など継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容の拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。

注意

- 健康状態告知書質問事項回答欄に記入する前に、別紙「健康状態告知についてのご案内」を必ずお読みください。また、ご加入される補償パターンに応じてご回答ください。
- ご回答の内容によっては、保険契約を引き受けられない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ご回答の内容にかかわらず、加入初年度契約の保険期間の開始時より前に原因が発生した病気やケガ、要介護状態については、保険金をお支払いできません（ご加入後365日を経過した場合は保険金をお支払いできますことがあります）。
- 総括して加入する場合、補償内容を拡大する契約条件の変更がない方は、健康状態告知書質問事項回答欄への記入は不要です。

疾病補償
がん補償
所得補償
医療費用補償
にご加入の方

- 被保険者ご本人がご回答ください。なお、下表に記載があるケガや病気については告知不要です。

告知対象外となるケガ・病気一覧

●ケガ(ただし、以下については、病气として告知対象となります) ●正常分娩

[illegible]

＜質問＞ 疾病補償 所得補償 医療費用補償 にご加入の方

* 疾病に関する補償が、「がん補償」のみの方は回答不要です。質問2の①を「回答ください」。

- 次のいずれかに該当しますか。
- ① 告知日(ご記入日)現在、病室のため入院しているか、入院手術・再検査等をすめられている。
- ② 告知日(ご記入日)より過去2年以内に病室で、継続して14日以上入院をしたことがある。
- ※ 手術には、内視鏡・腹腔鏡・レーザー・カテーテル・超音波・衝撃波によるものなどを含みます。なお、入院の有無は問いません。

※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたもの（精密検査等）を含みます。なお、健康診断や人
間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。

www

＜質問2＞ 疾病補償 がん補償①のみ 所得補償 医療費用補償 にご加入の方

*疾病に関する補償が、「がん補償」のみの方は①についてのみご回答ください。

- 告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病状と医師に診断されたり、医師による検査※・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けようとして指導されたことがありますか。
- ①「がん」②「肝臓がん」
 - ①「糖尿病」②「高血糖症」③「耐糖能異常」
 - ③「精神の病状(アルコール・薬物依存を含みます)」
- ※検査結果が異常なまじった場合は「はいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察の場合は「はい」になります。

いいえ

「疾病補償」「がん補償」「所得補償」「医療費用補償」をお引き受けします。

回答欄記入

回答が「いいえ」の場合、記入例のとおり回答を記入いただき、「告知者ご署名欄」に告知日を記入のうえ、署名してください。

「保険者ご本人用(質問1、2、3)」

親介護一時金・休業(質問)

被保険者ご本人が回答を

健康状態について、特約被保険者・介護

回答を記入してください。

親介護一時金は特約被保険者、親介護休業補償は介護対象者の氏名をカナで記入してください。

日	年○月	名義人氏名	住所	
			区	町

をしてください。

告知日を記入のうえ、署名してください。

※プランにより加入できない特約が異なりますのでご注意ください。

1	一時金の△	WJ カナ	アイオイ ハナコ	WJ
2	休職のみ			##
3	一時金+休職			

命令	 電話  FAX・電送  FAX・FAX  FAX・FAX
命令	 電話  FAX・電送  FAX・FAX  FAX・FAX

※ 精神状態報告書 質問事項に回答欄 密着検査者本人用(注1)

係長が1質問の答えを記入する欄 本人の介護

※ 質問書 検査者用

検査者用

1A  1A  1A 

1B  1B  1B 

2A  2A  2A 

2B  2B  2B 

※ 検査者用 検査者用

検査者用 検査者用

検査者用 検査者用

検査者用 検査者用

検査者用 検査者用

検査者用 検査者用

[illegible]

(230101)(2023年1月承認)GN22D010755(V03-682)団総(MS&AD)A

